**（公財）PHOENIX　木材・合板博物館研究助成金**

**令和7年度(2025年度) 研究計画調書（１）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研究代表者氏名 | フリガナ | 　 |
| 漢字 | 　 |
| 指導教員氏名 | フリガナ | 　 |
| 漢字 | 　 |
| 年齢（H31.4.1現在） | 　 　　　歳　（　昭和 ・ 平成　　　年　　　月　　　日　生まれ） |
| 所属研究機関 | 　 |
| 部局 | 　 |
| 学年 | 　 |
| 学部卒業年 | 　　　　　　　　　　　大学（学部、学科など）　　　　　　　　　　　　年卒業 |
| 修士修了年 | 　　　　　　　　　　　大学（大学院、課程）　　　　　　　　　　　　　年修了（見込） |
| 現在の専門 | 　 | ｴﾌｫｰﾄ　 　％ |
| 研究課題名 | 　 |
| 研究経費（千円未満は切り捨てる） | 研究費(千円） | 備品費 | 消耗品費 | 旅費 | 謝金 | 印刷製本費 | その他 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 連絡先 | 電話 (　 　　　　　　　　　) | E-mail　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |  |  |
| その他特記事項 | 必要に応じて記入する（所属学会など） |

**（公財）PHOENIX　木材・合板博物館　研究助成金**

**令和7年度(2025年度) 研究計画調書（2）**

令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 研究課題名 | 　 |
| 申請者名 | 　 |
| 研究の背景 | 　 |
| 研究内容（必要に応じて頁を追加してください） | 　 |
|
| その他特記事項 | 必要に応じて記入する |

**（公財）PHOENIX　木材・合板博物館　研究助成金**

**令和7年度(2025年度) 研究計画調書（3）**

令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 研究課題名 | 　 |
| 申請者名 | 　 |
| 指導教員名 | 　 |
| 指導教員の役職 | 　 |
| 指導教員推薦書 | 　 |
|
| 指導教員の連絡先 | 電話 （　　　　　　　　　　　　） | E-mail （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| その他特記事項 | 必要に応じて記入する |

**（公財）PHOENIX　木材・合板博物館　研究助成金**

**令和7年度(2025年度) 研究計画調書（4）　記入例**

令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 研究課題名 | 　 |
| 申請者名 | 　 |
| 指導教員名 | 　 |
| 研究経費（千円未満は切り捨てる） | 研究費合計（千円） | ①備品費 | ②消耗品費 | ③旅費 | ④謝金 | ⑤印刷製本費 | ⑥その他 |
| 500 | 150 | 200 | 100 | 0 | 50 | 0 |
| 経費の使用目的と概算注：備品費は3万円以上のもの。消耗品費は3万円未満のもの、ただし3万円以上の薬品など消耗品とみなせるものはこの限りでない。 | ＜記入例＞① ○○製　PC○○型　1式　　100,000円　　データ解析用 ソフト費　　　　　　　　　　 50,000円②　試験体製作費　４体　　　 　100,000円　　　 治具代　　　　　　　　　　　　 100,000円　③　木材学会発表旅費　　2泊3日（交通費、宿泊費）　100,000円　　学会発表用　　 国際学会発表費　　 5泊6日(LONDON○○学会ポスター発表、交通費、宿泊費）XX円 ⑤　博士論文製本費　　1式　　　 　50,000円　　普及活動用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　などのように記載する　） |
| その他特記事項 | 必要に応じて記入する |

**（公財）PHOENIX　木材・合板博物館　研究助成金**

**令和7年度(2025年度) 研究計画調書（4）**

令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 研究課題名 | 　 |
| 申請者名 | 　 |
| 指導教員名 | 　 |
| 研究経費（千円未満は切り捨てる） | 研究費合計（千円） | ①備品費 | ②消耗品費 | ③旅費 | ④謝金 | ⑤印刷製本費 | ⑥その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 経費の使用目的と概算注：備品費は3万円以上のもの。消耗品費は3万円未満のもの、ただし3万円以上の薬品など消耗品とみなせるものはこの限りでない。 |  |
| その他特記事項 |  |